

○ **令和 6 年能登半島地震にかかる 倒壊建物を対象とした共同調査で「全損建物」を認定
損保協会(24/3/1 ニュースリリース)**

https://www.sonpo.or.jp/news/release/2023/g3410i0000001ue8-att/240301_01.pdf

- ・ 損保協会では、令和 6 年能登半島地震の発生を受け、迅速な損害調査・保険金支払実現の観点から、損害保険業界として初めて、倒壊建物を対象とした共同調査を実施した。
- ・ 建物の倒壊被害が発生しており、また、道路等の寸断により現地への立入調査が困難な地域が発生している。このような状況を踏まえ、深刻な建物の倒壊被害が発生していると考えられる地域（石川県珠洲市・輪島市・穴水町・能登町の一部地域）について、倒壊建物を対象とした共同調査を行い、建物一軒単位で「全損建物」「全損の可能性が高い建物」を認定した。
- ・ 全損建物と認定された建物に付保されている地震保険の対象は、現地調査を省略し、すべて全損認定することができる。全損の可能性が高い建物と認定された建物に付保されている地震保険の対象は、全壊が証明された「り災証明」の提出により、現地調査を省略し全損認定することができる。
- ・ 共同調査の認定結果を踏まえ、「全損建物」または「全損の可能性が高い建物」に認定された建物に地震保険のご契約があるお客さまには、引受保険会社からご連絡し、地震保険金の支払い手続きを進める。

○ **【業界初】中小企業向け新商品の販売開始 損保ジャパン（24/3/13 ニュースリリース）**

https://www.sompo-japan.co.jp/-/media/SJNK/files/news/2023/20240313_2.pdf?la=ja-JP

- ・ 損保ジャパンは、中小企業向けの主力商品であるビジネスマスター・プラス（事業活動総合保険）をリニューアルし、業界初を含む 3 つの新商品（「つづける事業・マスター」「賠償 PRO 特約」「弁護士費用等補償特約」）の販売を開始するほか、第三者賠償リスクの補償を拡充し、2024 年 6 月 1 日保険始期契約から販売を開始する。
- ・ つづける事業・マスターについて、自然災害の激甚化や企業の倒産件数増加の影響もあり、中小企業の事業継続力の向上に注目が集まっている。「もしもの際も 3 か月以内に復旧し、従来の事業をつづける」ことを可能とするため、万が一の際の事業継続に必要な費用を保険金として受け取れることとした。自然災害などの偶然な事故や取引先の事故によってお客さまの事業が中断または阻害された場合に、事業が再度軌道に戻るまでの間の営業利益や必要な固定費（人件費、地代・家賃、光熱費、通信費等）を補償する。「取引先を失ってしまったときの利益減少」を心配するお客さまの声が多かったことから、従来の不測かつ突発的な事故による休業補償などに加えて、「主要な取引先の破産」による休業リスクも補償する（業界初）。
- ・ 賠償 PRO 特約について、一般的な第三者賠償責任保険は、身体の障害や財物の損壊等の物理的な被害を発生させたことによる損害賠償責任を補償している。一方で、さまざまな職種において専門性が高まっている昨今においては、物理的な被害がなくても仕事の結果により顧客等の第三者に経済的な損害を与えたことが原因で、損害賠償や費用負担が必要になってしまうリスク（業務過誤リスク）が顕在化している。損保ジャパンが行った顧客ニーズ調査結果を踏まえ、製造業向け専用商品として販売していた業務過誤賠償責任補償特約を「賠償 PRO 特約」としてリニューアルし、建設業や介護業のお客さまの業務過誤リスクも補償できる商品とした。

- ・ 業務過誤リスクによる損害に対して支払限度額 1,000 万円まで補償し、建設業のお客さまは、工事の結果に対する修理費用を含む修補等措置費用も補償する。売上高と業種のみでの申告でご加入いただけ、告知書などの提出は不要。
- ・ 弁護士費用等補償特約について、損保ジャパンは、消費者のクレーム行為や従業員のバイトテロ行為などに起因する信用毀損行為の解決に要する法律相談費用等を補償する「クレーム等対応費用補償特約」を販売している。この特約は、法律相談費用等をお支払いするだけでなく、クレーム対応等に関する専門相談窓口を無料でご利用いただける点が特長。一方で、上記以外の被害に遭われた場合にも対応できる商品のニーズが高まってきたため、「クレーム等対応費用補償特約」を「弁護士費用等補償特約」としてリニューアルした。
- ・ クレーム行為と使用人の信用毀損等の行為のみであった従来の補償に加え、役員・従業員の身体や事業者の資産に被害が及んだ場合の弁護士費用や、詐欺被害や知的財産が侵害された場合の法律相談費用まで、幅広く補償する。上述の被害に関する対応について、専用相談窓口【クレームコンシェル】を無料で利用いただける。
- ・ 第三者賠償責任リスク（賠償ユニット）について、企業向け賠償責任保険において業界で初めてサイバーリスク補償を標準化するほか、第三者の財物を損壊した場合の修理費高騰に備える補償を標準化する改定を行った。
- ・ 従来はオプション補償としていたサイバーリスクに関する特約が、ワイドプランに加入のお客さまには全件自動セットされる。サイバーインシデントによる損害賠償に対しては最大 5 億円、フォレンジックなどの費用については最大 5,000 万円まで補償する。ワイドプランに加入のお客さまは、SOMPO リスクマネジメントが提供するサイバーリスク緊急時サポート総合サービスを利用できる。なお、選択いただく保険金額のプランなどによっては、保険金でお支払いができないサービス等がある。
- ・ 他人の財物を損壊させた場合で、その財物の修理費用が時価額を上回るときに、修理費用と時価額の差額について、1 被害者あたり 50 万円・1 事故 100 万円を限度に保険金を支払う。

○ 能登半島の道路情報を無償提供 ドラレコデータ活用し被災地支援

東京海上日動（24/3/14 保毎）

https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/company/news/240110_01.html#drive

- ・ 東京海上日動は、能登半島地震における被災地支援の取り組みの一つとして、ドラレコのデータを活用した支援を 2 月 2 日にスタートさせた。ドラレコ付車両が走行したルートや、走行中に地割れや隆起などで衝撃を検知した地点を表示した地図を、HP 上で無償提供。データの収集を継続しており、追加情報については週次でアップデートしている。
- ・ 七尾市以北の能登半島地域を対象とし、ドラレコ特約付自動車保険契約者の走行データを集約して非個人情報への統計的加工を実施のうえ、地図上に表示している。実際に車両が通ることができた道路と、走行時に注意が必要な地点がわかる。
- ・ ドラレコ搭載車両が走行した道路を青色で表示し、ドラレコ搭載車両が走行中に地割れや隆起等による衝撃を検知した地点には赤丸を付してわかりやすくしている。利用者は地図を拡大して、より詳しい道路情報を確認することも可能。

○ ランドクルーザーが 3 年連続で車名別盗難ワースト1 損保協会（24/3/12 ニュースリリース）

https://www.sonpo.or.jp/news/release/2023/g3410i0000001wu5-att/240312_01.pdf

- ・ 損保協会は 25 回目となる「自動車盗難事故実態調査」を実施した。2023 年の車両本体盗難の車名別盗難状況のワースト 1 は、3 年連続でランドクルーザーとなった。アルファードが車両本体盗難全体に占める割合は、

2022 年の 6.9%から 2023 年の 14.0%と増加傾向にある。車両本体盗難の被害は特定の車種に集中する傾向が続いている。車両本体盗難 1 件あたりの平均支払保険金は 2021 年から 2023 年にかけてほぼ横ばい傾向となっている。

- ・ 2023 年の車両本体盗難の発生時間帯は「深夜～朝（22～9 時）」が 58.4%を占め、最も多くなった。「深夜～朝」の割合は 2022 年と比較すると 1.3%増加している。窃盗犯は深夜から朝にかけて薄暗い場所で窃盗に及ぶ傾向があると考えられる。
- ・ 実態調査の調査期間は 2021 年 1 月 1 日～2023 年 12 月 31 日、調査対象は損害保険会社 21 社(損保協会非会員会社を含む)、対象事案は全国で発生した自動車の車両本体盗難事故および車上ねらい（部品盗難含む）事故で、調査期間内に自動車盗難事故が発生し、保険金の支払いを行った事案。
- ・ 対象事案数は 2023 年が車両本体盗難 2,597 件、車上ねらい 921 件、2022 年が車両本体盗難 2,656 件、車上ねらい 971 件、2021 年が車両本体盗難 2,425 件、車上ねらい 931 件となっている。
- ・ 自動車盗難認知件数は、2003 年の年間 64,223 件をピークに減少し、2023 年は年間 5,762 件となった（出典：警察庁「犯罪統計資料」）。認知件数減少は、増加する自動車盗難被害に対して、当協会が参画する「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」が長年にわたり自動車盗難の対策および減少に向けて精力的に取り組んできた成果。
- ・ 普段から「バー式ハンドルロックや警報装置などの盗難防止機器を使用する」「防犯設備が充実した駐車場を利用する」「貴重品は車内に放置しない」など、複数の防犯対策を講じることが有効。また、自宅の駐車場でも安心せず、防犯カメラや防犯灯などを利用して窃盗犯が心理的・物理的に侵入しづらくすることも重要。

○ 国家関与は「戦争免責」サイバー保険、対象厳格に 損保 4 社（24/3/16 日経朝）

- ・ 国内損保大手は不正アクセスなどサイバー事故の損害を補償する商品で、外国政府が関与する重大な攻撃では保険金の支払いを見送る「サイバー戦争免責」の適用基準を導入する。政府系による大規模攻撃で保険が適用されなくなる恐れがあり、重要インフラを担う企業などで防衛策の見直しが求められる。
- ・ ミサイル攻撃など戦争に起因する被害は事前にリスクを算定できないため、多くの損害保険は補償の対象外としている。インターネット空間でも国家が背景にいると見られる攻撃は増加。英ロイズ保険組合はサイバー戦争免責の文案を作り、2023 年から保険会社に導入するよう求めている。
- ・ 三井住友海上とあいおいニッセイ同和は 4 月からサイバー保険の新規契約や更新時に約款を改定する。免責対象に「国家が関与する攻撃」かつ「重要インフラや社会サービスに重大な影響を及ぼす」といった基準を追加する。損保ジャパンは 2 月以降、東京海上日動は一部の加入者で段階的に同じ取り組みを始めた。
- ・ サイバー戦争免責に該当するという立証責任は保険会社側が負う。サイバー攻撃が国家によるものかどうかは、公的機関など第三者の見解を根拠とする。身代金目的のランサムウェア攻撃や政治思想を掲げる民間ハッカー集団による被害は補償の対象と位置付ける。

以上